⑹　Contact point for tender documentation : Budget・Contract Team, Facilities Planning Group, Facilities Department, The University of Tokyo, 5―24―5 Hongo Bunkyo-ku Tokyo 113―0033 Japan, TEL 03―5841―2209

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり参加表明書等の提出を招請します。

平成26年1月22日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　菅原　秀夫

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　高速1号羽田線（東品川地区等）上下部構造検討

⑶　業務内容　本業務は、高速1号羽田線の東品川地区等について、大規模更新を実施する場合の本線の橋台・基礎・擁壁の構造検討、上部・橋脚の概算設計、施工計画の検討及び関係機関との協議用資料の作成等を行うものである。

本業務の実施に当たっては、既設路線の架替え工事であるとともに近接・交差構造物が複数存在するため、狭隘な作業空間で交通影響、近接施工影響を最小限に抑え、かつ工程短縮の図れる構造・施工計画を立案するなど、高度な技術かつ創意工夫が必要となる。

主な作業内容は次のとおりである。

①　橋梁支間割及び構造形式選定

②　橋梁等設計

③　動的解析

④　施工計画検討

⑤　関係機関協議用資料作成

⑷　履行期間　契約締結日の翌日から平成27年5月31日まで

⑸　その他　本業務は、提出された参加表明書、技術提案書及び見積書（以下「参加表明書等」という。）を審査した結果、技術提案書の評価点が最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（標準タイプ）の対象業務である。

2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第1号）第73条の規定に該当しない者であること。

⑵　首都高速道路株式会社における平成25・26年度競争参加資格の「橋梁設計」の認定を受けている者であること。

⑶　参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計請負現場説明書の説明事項1⑽イの記載に抵触するものではないことに留意すること。

①　資本関係　以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

イ　親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

ロ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②　人的関係　以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

イ　一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

ロ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合

【役員の定義】

㈠　会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

㈡　取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）

㈢　委員会設置会社における執行役又は代表執行役

【管財人の定義】

会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

③　その他見積りの適正さが阻害されると認められる関係　その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑷　業務実施上の条件

①　法人に必要とされる業務の実績　当該業務に参加希望する法人は、平成15年度以降に、以下に掲げる2つの業務に関して、完了した実績を有すること。ただし、2つの業務完了実績については、同一業務である必要はない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社（民営化前を含む。以下②において同じ。）が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

・道路橋の架替え検討業務

・都市高速道路橋（道路構造令における道路の区分：第2種）の設計業務

②　予定管理技術者に必要とされる要件

イ　技術資格　技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］、技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］又はＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）。なお、外国資格を有する技術者（我が国及びＷＴＯ政府調達協定協約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設市場整備課）を受けている必要がある。

ロ　業務実績　平成15年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、1件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

同種業務　都市高速道路橋（道路構造令における道路の区分：第2種）の設計業務

類似業務　高速自動車国道又は自動車専用道路における道路橋（道路構造令における道路の区分：第1種）の設計業務

ハ　手持ち業務量　平成26年2月12日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む。）において、契約金額が500万円以上の業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が10件未満であること。

3　技術提案書の評価基準

⑴　技術提案書による評価

①　予定管理技術者及び予定担当技術者の技術資格

②　予定管理技術者及び予定担当技術者の同種類似業務の実績

③　予定管理技術者及び予定担当技術者の手持ち業務量

④　予定管理技術者及び予定担当技術者の当社及び公的機関からの表彰経験

⑤　予定管理技術者の当社での業務成績

⑵　配置予定技術者からのヒアリングによる評価

①　ヒアリング対象者

イ　予定管理技術者及び予定担当技術者

②　評価項目

イ　専門技術力の確認

ロ　業務への取組姿勢

ハ　質問に対する応答性

4　手続等

⑴　担当部局　首都高速道路株式会社財務部契約課　〒100―8930　東京都千代田区霞が関1－4－1（日土地ビル8階）　ＴＥＬ03―3539―9319　ＦＡＸ03―3502―3062

⑵　現場説明書・技術提案書作成要領等の交付期間、場所及び方法

①　交付期間　平成26年1月22日（水）から平成26年2月4日（火）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に定める行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前10時から午後3時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

②　場所　上記⑴に同じ。

③　方法　無償にて直接交付する。

⑶　参加表明書の提出期間、提出場所及び提出方法

①　提出期間　平成26年1月22日（水）から平成26年2月4日（火）までの休日を除く毎日、午前10時から午後3時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

②　提出場所　上記⑴に同じ。

③　提出方法　持参による。